

広情個審第60号

令和5年8月29日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

保有個人情報不利用停止決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年3月30日付け広市教学西セ第2号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第87号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和5年3月30日付け広市教学西セ第2号の諮問事案（諮問第87号事案）

令和4年12月5日付けの保有個人情報利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った、令和5年1月4日付け広市教指令学西セ第3号の保有個人情報不利用停止決定（以下「本件不利用停止決定」という。）に対する同年1月6日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件利用停止請求に対して行った本件不利用停止決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件不利用停止決定を取り消し、私の個人情報を利用停止することを求める。

(2) 審査請求の理由

広島市教育委員会の事務にとって不必要な情報であり、また、事務に必要なとしても個人情報部分は不必要かつ私の個人情報を以後の事務に利用するのは目的外使用であって違法である。本人の希望どおり個人情報を利用停止すべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 請求人は、本件利用停止請求に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第28条第1項各号に該当すると思料する旨主張しているものと認められるが、次のとおり、処分庁に本件保有個人情報について条例第28条第1項各号に該当する事実はない。

ア 処分庁は、請求人が保有個人情報開示請求に係る開示請求書又は公文書開示請求に係る開示請求書を処分庁に提出したことにより、保有個人情報又は公文書の開示請求の対応に関する事務を行うことを利用目的として本件保有個人情報を収集したのであり、本件保有個人情報は適法に収集されたものである。

イ 処分庁では、広島市教育委員会文書取扱規程（昭和36年広島市教育委員会訓令第1号）

第37条第1項及び第2項に基づいて文書の保存年限を決定することとしているところ、本件において、処分庁は、当該規定に基づいて西部地区学校事務センター所長が本件保有個人情報を含んだ文書の保存年限を決定し、その決定した保存年限内で本件保有個人情報を含んだ文書を保有しているため、条例第5条第2項の規定に違反する事実はない。

ウ 本件保有個人情報は、アで述べた利用目的の範囲内で利用しているものであり、当該利用目的以外の目的のために利用し、及び提供しているものではないため、条例第8条第1項の規定に違反する事実はない。

エ 以上のことから、処分庁に、本件保有個人情報について条例第28条第1項各号に該当する事実はないため、本件保有個人情報を利用停止しないとする本件処分は、適法である。

(2) 以上のことから、本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第28条第1項の規定について

条例第28条第1項は、「何人も、開示を受けた自己に関する保有個人情報（中略）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」と定め、同項第1号は、「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に収集されたものでないとき、第5条第2項の規定に違反して保有されているとき又は第8条第1項の規定に違反して利用されているとき」は「当該保有個人情報の利用の停止又は消去」を、条例第28条第1項第2号は、「第8条第1項の規定に違反して提供されているとき」は「当該保有個人情報の提供の停止」を請求できると規定している。

(2) 条例第5条第1項及び第2項の規定について

条例第5条第1項は、「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、これを行わなければならない。」と定め、同条第2項は、「実施機関は、前項の規定により明確にされた利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定している。

(3) 条例第30条の規定について

条例第30条は、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と定め、同条ただし書は、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められ

るときは、この限りでない。」と規定している。

(4) 本件利用停止請求の対象となる保有個人情報について

当審査会が見分したところ、本件利用停止請求の対象となる保有個人情報は、令和4年11月11日付けの2件の保有個人情報開示請求に対し、実施機関が同年11月29日付け広市教指令学西セ第1号で開示決定した「2017年度広島市教育委員会が保有する請求者の個人情報すべて（電子メールなども含む）のうち西部地区学校事務センター所管分」の「公文書不存在通知書（J929）（伺い）」、「公文書不存在通知書（J929）」、「公文書開示請求書（J929）」、「公文書不存在通知書（J929）（公文番号及び日付記載のあるもの）」、「公文書部分開示決定通知書（J1127）（伺い）」、「公文書部分開示決定通知書（J1127）」、「公文書開示請求書（J1127）」、「公文書部分開示決定通知書（J1127）（公文番号及び日付記載のあるもの）」及び同年11月29日付け広市教指令学西セ第2号で開示決定した「2022年度広島市教育委員会が保有する請求者の個人情報すべて（電子メールなども含む）のうち西部地区学校事務センター所管分」の「保有個人情報開示請求書（K52）」（以下「本件文書」という。）である。

(5) 本件不利用停止決定の適法性について

ア 条例第30条は、保有個人情報利用停止請求があった場合の利用停止について、「当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と定めるところ、「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、条例第28条第1項各号に規定されている違反が認められるときと解される。

イ 当審査会が見分したところ、西部地区学校事務センターは、保有個人情報又は公文書の開示請求の対応に関する事務を行うことを利用目的として本件文書を収集し、その目的の範囲内で本件文書を保有しており、また、同センターが定めた保存年限内で本件文書を保有している。

したがって、条例第28条第1項各号に規定する違反があるとはいえず、本件利用停止請求に理由があるとは認められないことから、実施機関が本件利用停止請求に対して行った本件不利用停止決定は妥当である。

(6) 請求人のその他の主張について

請求人は、その他種々の主張をしているが、これらは、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 5 . 3 . 3 0	広市教学西セ第 2 号の諮問を受理 (諮問第 8 7 号で受理)
R 5 . 7 . 2 4 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 5 . 8 . 2 1 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
松 田 健之介	弁護士
山 中 和久	株式会社中国新聞社論説副主幹